

令和3年4月13日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年4月13日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農地利用集積計画（案）の承認について【中間管理】

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農地利用配分計画（案）の承認について【中間管理】

第7 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定に
関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

係 丸 山 響

事務局 農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、委員さんの過半数の出席をいただいておりますので、会の成立を報告いたします。

併せまして、同規則第4条の規定によりまして、この委員会の進行は会長となっておりますので、会長よろしく申し上げます。

会長 改めまして、こんにちは。

私たちの任期3年も、もう2年が過ぎまして、残りあと1年というのが今日から始まるわけですが、もう度々、再三にわたって申し上げますが、もうコロナに振り回されたこの1年余りだったというふうに思っております。いろんなことに制約がありまして、なかなか大変なことが起きておりまして、困ったものだと思っております。

昨年度までは営農型ソーラーだとか、大型の畜産団地ですかね、そういったとか、いろいろ大きい懸案事項がありまして、皆さんに苦勞を大変かけたわけですが、今年も何が出てくるか分からないというふうな気持ちはもっておりますので、心してもう1年頑張っていたらなと思っております。

また、局長も替わりまして、また違う観点からの言葉が出てきたりするかも知れませんが、仲良く1年間やっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、総会の議事に入ります前に、農業委員会憲章の御唱和をお願いいたします。

それでは、今月は担当が8番委員さんになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

8番委員 農業委員会憲章の御唱和をよろしくお願いをいたします。

1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

ありがとうございました。

議長 それでは、ただ今から議事に入りたいと思っております。

「議第1号」

事務局 議第1号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和3年4月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。署名委員を選ぶわけですが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 一任ということでよろしいでしょうか。そうであれば、今日は13番委員さん、14番委員さん、よろしくお願ひいたします。

続きまして、「報告第1号」

事務局 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和3年4月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。報告でございますので事務局のほうからいたします。

事務局 はい。それでは、報告第1号につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

議案書は5ページ、補足資料は2ページをご覧ください。

整理番号1番の案件の説明をします。農振農用地区域外の畑2筆の相続の案件です。50年以上前から耕作放棄地の状態となっています。今後、非農地承認願の申請を受けた後に、地域担当委員との現地確認を経て、最終的には農業委員会総会で非農地承認の審議を行う予定です。

続きまして、補足資料3ページから4ページ、議案書は引き続き5ページをご覧ください。

整理番号2番の案件の説明をします。現在、相対契約中の農地が6筆、耕作放棄地の状態になっている農地が5筆の計11筆の相続の案件です。現在、相対契約中の農地につきましては、双方とも今後も引き続き小作の継続を希望されていますので、現状に即した農業委員会の許可を受けていただく必要があることを説明し、基盤強化法による利用権設定を依頼しています。耕作放棄地につきましては、農道に接道し、再生可能な農地と十数年前から耕作放棄地再生不可能な農地があり、再生可能な農地については推進会議及びひと・農地プランでの話し合いにて借り手を探索し、再生不可能な農地につきましては、今後、非農地承認申請を受けた後に地域担当委員との現地確認を経て、最終的には農業委員会総会で非農地承認の審議を行う予定です。

事務局からの説明は以上です。

議長 今説明をいただきましたけれども、こういう番号1番と2番の案件でございますが、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第2号」

事務局 議第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年4月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議第2号でございますが、番号5までございますので、1つずつ進めてまいりたいと思います。

番号1については、1番委員さん、説明をよろしく願います。

1番委員 議第2号、農地法第3条審議資料。

番号1は、7ページです。補足資料は6ページから7ページとなります。申請者等の情報は左記のとおりです。譲受人の要望により、売買を伴う農地法第3条申請になります。現在、申請地は菜園として利用されており、今後も引き続き譲受人が菜園として利用される予定です。先月末に現地三者立会を行い、十分に説明を受けました。御検討をよろしく願います。

議長 補足を事務局からさせていただきます。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

今回の申請は、譲渡人が土地の整理を行いたいという希望と、譲受人は土地を取得し、菜園を行いたいという希望が重なって行われた農地法第3条の申請になります。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からは以上です。

議長 はい。今、担当の1番委員さん、また事務局のほうから説明がございましたけれども、いかがでしょうか。何かございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、1番については承認をしたいと思います。

続きまして、番号2、担当は6番委員さんです。よろしく願います。

します。

6 番委員

議第 2 号、農地法第 3 条審議資料の 2 番をご覧ください。

補足資料は 8 ページと 9 ページになります。申請者等の情報は左記のとおりです。財産整理を行いたいという譲渡人の要望により、売買を行う農地の第 3 条申請になります。

申請地は、数十年前に植林されており、耕作ができない状態でしたが、譲受人が現在、伐採及び伐根を行い、農地へと復元中です。今後はひとまず農地へと復旧し、農地として維持管理を行うとのことです。

3 月 2 9 日に事務局と三者立会で行きました。よろしく願います。

議 長

はい。ありがとうございます。

これについても事務局のほうから補足があると思いますので、よろしく願います。

事 務 局

はい。整理番号 2 番の案件の補足をさせていただきます。

補足資料は 8 ページ、9 ページ及び 1 0 ページにも写真を添付しております。申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

申請の詳細、また農地の現状につきましては、担当委員さんがご説明されたとおりです。

以上です。

議 長

はい。ありがとうございます。

今、植林をされたというところを、また伐採して整地を始めておるといようなことですが、この写真を見る限りでは、ケヤキ、クヌギあたりの、ケヤキが多かったんですかね。

6 番委員

相当荒廃が進んでいて、ケヤキをユンボで掘って、その他の大きい雑木も伐採しておられました。大きい重機を使いオペレーターを雇ってケヤキの木をのけて、農地に復元したいということでした。よろしく願います。

議 長

はい。1 回植林されたところを、また伐採して開墾して農地に戻すなんていうことは、今まであまり聞いたことがなかったんですけども、こういったことをされるという方がいらっしゃるということは、とてもいいことかなと思っております。

何かございますか。ありませんか。

(複数委員)

ありません。

議 長

はい。ないということですので、2 番もこのように決定

をいたします。

8 番委員 続きまして、番号 3 番、8 番委員さんよろしく申し上げます。
議第 2 号、農地法第 3 条審議資料。

番号 3、内容のほうは 8 ページのとおりです。補足資料のほう
が 11 ページから 15 ページになります。申請者等の情報は左記の
とおりです。財産整理を行いたいという譲受人の要望により、売買
を行う農地法第 3 条申請になります。

申請地は、50 年以上前に植林されている土地と、カヤや雑木の
生えている土地で、どちらも耕作は困難な状態です。譲受人は申請
地の隣接に農地を所有しており、既に耕作している自作地に影響が
出ないように、申請地の草刈り等の維持管理を行うとのことです。

3 月末に現地立会に行きましたところ、写真にありますように、
雑木の下とかヒノキの下等の草刈りが既に、徐々にされておしま
した。

よろしく願いをいたします。

議 長 はい。この 3 番につきましても、事務局のほうから補足があると
思います。

事 務 局 はい。事務局から補足をさせていただきます。

譲渡人は、遠方に居住する土地持ち非農家であり、管理ができ
ず、耕作放棄地となっていました。譲受人は、隣接する自作地の耕
作に影響の出ないように、必要最低限度の維持管理を行うとのこと
ですが、現況を地域担当委員と確認したところ、農用地としての利用
は困難であり、竹林や山林の様相を呈していたため、今回、農地法
第 3 条申請の許可が下りた後には、今後、譲受人が申請者となり、
非農地承認申請を提出し、地域担当委員と現況を確認した後、農業
委員会総会にて非農地承認を受ける予定となっております。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第 3 条
の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との
調和要件などの要件を満たしています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当
であると判断しております。

以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。

今、補足説明もございましたけれども、こう見てみますと、要す
るに植林をされたところは後で申請はするけれども、このまま山と
して維持をしていくというふうなことでいいのかなと思いますけれ
ども、そうですね。

事 務 局 はい。

議 長 はい。そういったことではございますけれども、何かございます

	でしょうか。
9 番委員	これは売買というか、一応所有権を移転した後、また申請し直すということですね。
議 長	はい、そうですね。名義が変わってから、後の人が後の処理をするということですね。
事 務 局	はい。
議 長	はい、分かりました。 ということでございます。何かございませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	ありませんね。はい。それでは、この3番についてもこのように決定をいたします。 続きまして、番号4、また1番委員さんでございしますが、よろしくお願いたします。
1 番委員	議第2号、農地法第3条審議資料。 番号4は8ページのとおりです。補足資料は16、17、18ページとなります。申請者等の情報は左記のとおりです。 町外にある譲受人の所有する土地と譲渡人の所有する農地を交換したいという要望により、交換を行う農地法第3条申請になります。 申請地は、現在、維持管理が行われており、今後も譲受人、譲渡人が協力し、維持管理を行うとのことです。 ここの農地も先月末に立会いを行い、説明を受けました。よろしくお願いたします。
議 長	はい。これにも補足があると思います。よろしくお願いたします。
事 務 局	はい。それでは、事務局のほうから補足をさせていただきます まず、今回の案件の譲渡人が町外に鶏舎を所有されています。その鶏舎の隣接地を今回の譲受人の方がお持ちでして、その原野を譲渡人がいただきたいということで、でしたらその町外の農地と、今回申請に上がっている町内の農地との交換という形で農地の取得を、今回、農地法第3条申請で上がってきております。本来であれば、同じ地目で評価額が同じようになるように申請をするところではあるんですけども、税法上で同額になるように、後から金額を支払うことでそこを調整しているというふうに司法書士さんのほうから確認をとっております。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしています。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当

と判断しております。

事務局からは以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

原野と、これは水田ですかね、地目は。その交換だということ
で、坪単価あたりが違うので、評価額が違いますので、それは後で
金銭的に処理をするというような説明でございます。田んぼと原野
となってくると、相当評価額が違いますので、どうするのかなとい
う懸念をもっておりますけれども、後で金銭をもってつり合うよう
にやるというような説明だったかと思っておりますが、何かございま
すか。

13番委員 これは田んぼと原野で、かなりの面積の差がありますが、やっぱ
りあえて原野なら差額が出て、1反ちょっとぐらいしかないんです
が、原野というなら、等価交換なら、かなりの面積を要するんじ
ゃないかと思っております。

事務局 はい。面積自体はかなり差があるものにはなります。原野が面積
はかなり大きいですが、それでも評価額的にはこちらの田の
ほうが高いということで、今回の譲受人の方がその差額と思われ
る額をお支払いして、そこを調整しているというような形です。

13番委員 いわゆるお金で等価交換となるようにするということですね。

事務局 はい。金銭で調整です。

10番委員 土地の交換、売買の金額設定は双方が納得できる条件が整えば
いいんじゃない、そこまで、金銭的差額に突っ込まないでも。

議長 今、金銭的にということでありましてけれども、これは売りたい、
買いたい、交換したいと、いろいろ双方の思惑が一致すれば、必ず
しも相場じゃなければならぬということは無いです。合意
が成立すれば特に問題ないであろうというような意見ですね。

はい。多分、もうそれは合意できれば、別に問題はないだろうと
いうようなことでございます。

ほかにもございませんか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、4番もこのように決定
をいたします。

続きまして、番号5、これに関しましては、事務局のほうから説
明をしていただきます。

事務局 はい。それでは、整理番号5番の案件について説明をさせてい
たいただきます。

議案書は9ページ、補足資料は19ページと20ページをご覧ください。
申請者等の情報は左記のとおりです。

市民農園を開設したいという借受人の要望により、賃貸借権の設

定を行う農地法第3条申請になります。申請地は、現在、貸出人により維持管理がなされており、今後は借受人が農園利用者と契約を結び、農園としての利用を行う予定です。

ということで、今お手元に別紙をいくつか配付させていただいていますが、その中の1枚、こちらのチラシをご覧ください。

これが今回、借受人となる地方公共団体が開設を予定している市民農園の概要になります。回覧いたしますので、こちらを見ていただいで内容を確認いただければと思います。

今回、農地の出し手と借受人の間の契約期間は1年ということで設定しておりますが、事業が継続可能な限りは1年ごとに契約の法定更新というものが行われていきます。

申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしています。以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

また、本来であれば地方公共団体というものは、法人格になりますので、法人格であれば農地の所有、利用権設定に対して、かなり制限が設けられているものにはなりますが、農地法の特例の中におきまして、地方公共団体が、公用または公共用に供すると認められる場合につきましては、農地の利用権を設定することが可能であるというふうに記載がありますので、こちらに基づきまして地方公共団体が借受人となることも適切であると考えています。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

市民農園を開設したいというようなことを以前から、ちらほらお話は伺ってございましたけれども、具体的に動き出したのかなというような感じはしておりますが、何か御意見・御異論ございませんか。

9番委員 これは、利用者は使用料は無料としてあるが、畑を借りる人は高森町長になっておりますが、この農地代は誰がどうして、どこから払うのですか。

事務局 今回、この3条の農地の出し手、貸付人と農地の借り手である地方公共団体の間では、賃貸借権の契約を結んでいます。

こちらの市民農園の内容としましては、地方公共団体と農園を利用する方の間の契約の話はこちらに書いてあります。

農地の出し手と地方公共団体の間では賃貸借契約ですので、地方公共団体が農地の出し手の方に賃料をお支払いします。農園の利用者は地方公共団体に対して、もちろん使用料というものは本来発生するべきものになるんですけれども、開園記念というところで先着

20組の利用料が無料になります。

そこらあたりの、予算の詳しい流れまではまだ確認が取れていませんが、恐らくそういったところだと思います。しっかり予算は確保してあると思いますので、農地法3条の範囲内につきましては問題はありません。

議長
(複数委員) ほかにございませんか。
ありません。

議長 はい。ないということですので、これにつきましてもこのように決定をいたします。

続きまして、議第3号ですが、これは委員さんの中で、直接かわりのある委員さんもいらっしゃいますので、4番委員さんには退席をお願いしたいと思います。

(4番委員 退席)

それでは、「議第3号」

事務局 議第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年4月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。この議第3号につきましては、担当委員の5番委員さん、説明をよろしくお願いいたします。

5番委員 議第3号、農地法第4条審議資料の1番について説明します。
補足資料は21ページから26ページになります。

申請者は左記のとおりです。申請地の周辺の概要は、北側、西側、東側に山林が広がり、有害鳥獣の被害も多く、耕作に適さない土地のため、今後、スギ、ヒノキを植林し、山林に転用したいという農地法第4条の申請になります。

なお、3月30日に事務局及び申請者ともどもで、現地確認も行っております。何ら問題ないものと思われました。御審議いただき、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 はい。これにつきましても立会いがなされておることですので、事務局のほうから補足をしていただきます。

事務局 はい。それでは、事務局から補足をさせていただきます。

申請地の農地の区分は第2種農地になります。事業内容は、スギとヒノキの植林です。申請書には、事業計画図、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局では資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、農地の区分が第2種農地であり、自己所有地に植林を

行うという事業内容であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。

事務局からは以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

植林をしたいというようなことで申請が上がってきております。この22ページの参考資料の中の航空写真を見ますと、完全にコの字型というか、もう箱型のように囲みこまれた土地かなというふうに見受けられます。ただ、その下を見てみると何かちょっと、まだ耕作されているような状況のところもございますけれども、委員さんが立ち会われて、別に問題はないんじゃないかというような御意見でございますが、いかがでございましょうか。

これはずっと上って行って、一番の山に付いたところですね。

事務局議長 はい、そうですね。山の麓のところになります。

まるっきり囲まれたというところ。

現地の詳しい方が立会いになって、面積はございますけれども。

いかがですかね。地元委員さんの立会いもあつとって、問題はないのじゃないのかなというような見解であれば、いかがだろうかと思いますが、どうでしょうか。いいですか。大丈夫ですね。

(複数委員) ありません。

議長 はい。それでは、議第3号もそのように決定をいたします。

(4番委員 着席)

はい。4番委員もまた着席されましたので、続いて「議第4号」と「議第5号」は関連がございしますので、事務局から説明があるかと思えます。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年4月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

続きまして、議第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用配分計画(案)の承認について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年4月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。先ほど申し上げましたが、4号と5号は関連の案件でございますので、事務局のほうから、説明をしていただきます。

事務局 農地バンク案件でございますので、私のほうから説明させていただきます。

補足資料が28ページ、29ページをご覧ください。29ページ

の現況写真を見ていただきますと、既に麦が植わっておりました。農地バンク案件でございます、まずは議案書の13ページ、利用権設定をする者のところをご覧くださいと、出し手、農地の所有者は北海道在住の方でございます。地元草部に親族の方がおられまして、その方が代理で手続きをされております。契約期間は10年です。その間を農地バンク、農地中間管理機構を通しまして、受け手となる営農者が15ページをご覧ください。農事組合法人でございます。農事組合法人の農地集積というところで、新たに借り受ける農地になります。この農地は既に地元のその親族の方が管理耕作されておられまして、そこを借り受けて農事組合法人が今後は営農をされるという計画となっております。

借受人、農事組合法人は、設定期間は5年となっております。農地バンク案件、出し手は10年間、受け手は5年掛ける2回という決まりごとがございますので、その決まりによりまして年数を設定しております。

説明は以上になります。

議長 はい。今のは一度中間管理の農地バンクに預けて、それを地元の法人さんのほうへ貸し出すというような、一番理想的な形をとられておるものではないかなと思っておりますが、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないとうことでございますので、4号、5号はこのように決定をいたします。

続きまして、「議第6号」

事務局 議第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年4月13日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。下限面積の設定に関する件でございますので、こっちはほうは事務局から説明をしていただきます。

事務局 はい。それでは、お手元に別紙で配っております、左方でホッチキス止めしてある、こちらの資料をご覧くださいてもよろしいでしょうか。

まず、1枚目に、今現在、現行の別段の面積と、あとは今回の議案の根拠となる法令の御説明からさせていただきます。

まず根拠ですけれども、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、町の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときはそ

の面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなりました。農業委員会の適切な事務実施について、(20経営第5791号平成21年1月23日付農林水産省経営局長通知)が平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積(別段の面積)の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

ということで、この農地法第3条第1項第5号の下限面積というものですけれども、これが今まで毎月審議してまいりました農地法第3条審議に係ります。

事務局からのいつも補足でさせていただいている下限面積要件の面積の設定になります。本来、農地法では50aというふうに指定がありますけれども、それを市町村がそれぞれ農業委員会で審議し、それを町が公示したときは、その別段の面積としてほかに下限面積を設定することができるというものになっております。

それで、今まで高森町では下限面積を50aではなく、30aというふうに別段の面積を設定しておりました。こちらを今年度もまた改めて設定または変更の審議をさせていただきたいというものになっております。

これまでの30aの理由を御紹介させていただきます。

2015年の農林業センサスで、管内農家の30a未満の農地を耕作している農家が全農家の約1割であるためということで、30a未満の農家さんがほとんどいらっしゃらないということで、あまり影響がないだろうということで、これまで30aから動かすことがほとんどなかったです。

ただ、2枚目をご覧くださいてもよろしいでしょうか。こちらは今回の下限面積の設定に関する事務局からの意見書の案になります。

まず現状ですけれども、昨年度、農業師匠制度につきまして、結構話題になりまして、現在、農業師匠制度の積極的な活動の推進に伴って、高森町での新規就農の相談で来町される方が微増傾向にあります。しかし、その多くは施設園芸での営農を計画されておられまして、高森町が現在設定している別段の下限面積の30a以上の要件での就農というものが、新規就農者にとっては基本的に難しいというふうに思われます。実際、難しいですというような相談が何件もございました。

それで、それを受けまして、今年度の事務局の意見につきましては、施設園芸による新規就農を考えている方にとっては、30a以上という現在の下限面積では経営的に難しいため、20a以上に緩和するものであります。また、普通畑及び水稻栽培などの土地利用

型農業による新規就農予定者に対しては、引き続き30a以上を要件とするということで、1つ目のポツの20a以上に緩和するものであるというものを、新しく項目として追加してはいかがでしょうかというのが事務局からの意見になります。

議長 下限面積の協議は毎年やりますけれども、ほとんど動かないというようなことで今まで来ておりますが、今説明があったように、ここに新規就農の、最近はかなりあるという話は以前から聞いておりました。

そこでネックになっているのがその30aという、いわゆる来た人は土地利用型じゃなくて、施設園芸を狙ってと、考えてという方が多いということは聞いておりました。けれども、であればこの30aがネックになると。だから、そこを緩和して、そういう人たちを積極的に就農させようじゃないかという意図から出たものだというふうに感じております。

また、土地利用型に対しては20aぐらいではとてもこれは生活が成り立つような状況じゃございませんので、それは従来どおりでどうだろうかという、その2つの提案がございます。

いろいろ状況を考えてみますと、やっぱり新規就農の若い方たちが定着をしてほしいというのは、町民の全ての皆さんの願いだろうと思っておりますので、それで、ハードルを下げられれば、増えてくるということであれば、私個人としてはそれが好ましいのではないかなという感じはしておりますけど、いかがですか。

(複数委員) それでいいと思います。

議長 いいですね。ただ、今言われるように、施設園芸の方は20a、土地利用型に関しては従来通りです。

このような形でいこうということですが、よろございますか。

(複数委員) はい。

議長 はい。いいということでございますので、そのように決定をいたします。

ありがとうございました。

長時間に渡りまして御協議ありがとうございました。

これをもちまして、本日の議案は全て無事に終了することができました。

ありがとうございました。

お疲れ様でした。